

❖ 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社岐阜ベルト
業 者 の 住 所：岐阜県岐阜市神明町 2－14
- 2 指名停止措置期間：令和 8 年 9 月 16 日から令和 8 年 10 月 15 日まで
- 3 指名停止措置の範囲：海部地区環境事務組合
- 4 事実概要
本件は、令和 8 年 8 月 21 日、溶接作業における養生が不十分だったため、ごみピット火災を発生させたものである。
- 5 指名停止措置理由
当該業者たる株式会社岐阜ベルトが、溶接作業における養生が不十分だったため、ごみピット火災を発生させたことは、「海部地区環境事務組合建設工事等指名停止取扱要領」の別表第 1 (5)（下記参照）に該当する。従って、本件については、1 か月の指名停止とする。

< 措置要領別表第 1 >

措 置 要 件	期 間
(5) 組合発注工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆の死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内